

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第23号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(高等学校)					(高等学校)				
第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。					第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。				
名称	区分	課程等	学科	位置	名称	区分	課程等	学科	位置
[略]					[略]				
岩手県立水沢農業高等学校		[略]	[略]	[略]	岩手県立水沢農業高等学校		[略]	[略]	[略]
		全日制	食品科学科						
		全日制	環境工学科						
岩手県立一関工業高等学校		全日制	電気科	[略]	岩手県立一関工業高等学校		全日制	電気科	[略]
		全日制	電子科				全日制	電気電子科	
		[略]	[略]				[略]	電子科	
[略]					[略]				
岩手県立釜石商工高等学校		全日制	機械科	[略]	岩手県立釜石商工高等学校		全日制	機械科	[略]
		全日制	電子機械科				全日制	電気電子科	
		全日制	電気電子科				[略]	[略]	
[略]					[略]				
岩手県立宮古工		全日制	機械科	宮古市	岩手県立宮古商		全日制	機械科	宮古市

<u>業高等学校</u>	<u>全日制</u>	<u>電気電子科</u>		<u>工高等学校</u>	<u>全日制</u>	<u>機械システム科</u>	
	<u>全日制</u>	<u>建築設備科</u>			<u>全日制</u>	<u>電気電子科</u>	
<u>岩手県立宮古商業高等学校</u>	<u>全日制</u>	<u>商業科</u>	<u>宮古市</u>		<u>全日制</u>	<u>電気システム科</u>	
	<u>全日制</u>	<u>会計科</u>			<u>全日制</u>	<u>建築設備科</u>	
	<u>全日制</u>	<u>情報科</u>			<u>全日制</u>	<u>商業科</u>	
	<u>全日制</u>	<u>流通経済科</u>			<u>全日制</u>	<u>総合ビジネス科</u>	
					<u>全日制</u>	<u>流通経済科</u>	
					<u>全日制</u>	<u>流通ビジネス科</u>	
					<u>全日制</u>	<u>会計科</u>	
					<u>全日制</u>	<u>情報科</u>	
					<u>全日制</u>	<u>情報ビジネス科</u>	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に岩手県立宮古工業高等学校及び岩手県立宮古商業高等学校に在学する生徒は、この条例による改正後の岩手県立学校設置条例に規定する岩手県立宮古商工高等学校の相当学科の相当学年に編入するものとする。